

令和6年第1回砂川市議会定例会

令和6年3月6日（水曜日）第3号

○議事日程

開議宣告
日程第 1 一般質問
散会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

小 黒 弘 君
武 田 真 君
山 下 克 己 君
石 田 健 太 君

○出席議員（13名）

議 長 多比良 和 伸 君
議 員 是 枝 貴 裕 君
伊 藤 俊 喜 君
高 田 浩 子 君
中 道 博 武 君
沢 田 広 志 君
辻 勲 君

副議長 小 黒 弘 君
議 員 石 田 健 太 君
山 下 克 己 君
鈴 木 伸 之 君
水 島 美喜子 君
武 田 真 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長 飯 澤 明 彦
砂川市教育委員会教育長 高 橋 豊
砂 川 市 監 査 委 員 栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長 千 葉 美 由 紀
砂 川 市 農 業 委 員 会 会 長 関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長 井 上 守

病院事業管理者	平 林 高 之
総務部長兼会計管理	板 垣 喬 博
総務部審議監	安 原 雄 二
市民部長	堀 田 一 茂
保健福祉部長	安 田 貢 勉
経済部長	野 田 勉 樹
経済部審議監	畠 山 秀 隆
建設部長	齊 藤 隆 史
病院事務局長	朝 日 紀 博
病院事務局次長	山 田 基
病院事務局審議監	渋 谷 和 彦
総務課長	岩 間 賢 一 郎
政策調整課長	玉 川 晴 久

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	東 正 人
指導参事	堤 雅 宏
教育委員会技監	徳 永 敏 宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	川 端 幸 人
--------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	板 垣 喬 博
-------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	野 田 勉
-----------	-------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	為 国 修 一
事務局次長	安 武 浩 美
事務局主幹	齊 藤 亜 希 子
事務局係長	野 荒 邦 広

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

○議長 多比良和伸君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。
小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 改めておはようございます。それでは、一般質問を始めたい
と思います。私は、大きくは1点です。

砂川市病院事業経営強化プラン(案)についてお伺いいたします。総務省は、「公立病
院経営強化の推進について」において、病院事業を設置する地方公共団体に対し、令和4
年度または令和5年度中に「公立病院経営強化プラン」を策定し、これを着実に実施する
よう要請しました。それを受けて、砂川市立病院は令和6年3月付で砂川市病院事業経営
強化プラン(案)を公表しましたので、以下についてお伺いをいたします。

まず、1点目、経営強化プラン(案)の収支計画によると、令和7年度以降の入院収益
は110億円を超えていますが、その積算根拠について伺います。

2点目は、医師の働き方改革についてです。令和6年4月から法律の適用が開始され、
医師の働き方改革が実施されます。経営強化プラン(案)に対応が書かれていますが、よ
り具体的な説明と市立病院経営に及ぼす影響についてを伺います。

3点目は、地域医療構想を踏まえた市立病院の役割についてです。経営強化プラン
(案)には、市立病院の果たすべき医療機能は明確であり、その体制の充実を図ると書か
れています。そのためには、砂川市立病院が中空知の「地域センター病院」として、北海
道が平成28年3月に示した「中空知地域医療構想」に沿って、その役割をしっかりと果た
していかなければならないと考えます。「中空知地域医療構想」の進捗状況をお伺いいた
します。

最後に4点目です。地域包括ケアシステムの構築と市内開業医の減少についてを伺いま
す。経営強化プラン(案)には、「急性期医療を中心に提供する病院として、地域包括ケ
アシステムを構成する関係各機関との情報共有、連携については、今後ますます高齢化が
進む中、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、これからも緊密に進
めていく必要があります」と書かれています。地域医療の連携は、紹介、逆紹介を含む地
域のかかりつけ医制度の充実が重要ですが、砂川市民にとって市内の開業医の減少が顕著
であり、かかりつけ医を持ちづらい現状があります。経営強化プラン(案)では触れられ
ていませんが、その現状と影響をどのように捉えているのかを伺います。

以上です。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 (登壇) 大きな1の砂川市病院事業経営強化プラン(案)についてご答弁申し上げます。

公立病院経営強化プランにつきましては、総務省より令和4年3月に公立病院経営強化ガイドラインが発出され、新型コロナウイルス感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割が改めて認識され、持続可能な地域医療提供体制を確保するためには公立病院の経営を強化していくことが重要であるとの考えに基づき、全国の公立病院に経営強化プランの策定が義務づけられたものであります。

初めに、(1)の令和7年度以降の入院収益の積算根拠についてであります。経営強化プランの計画期間における収支計画につきましては、新型コロナウイルス感染症が発生する前の患者数等を目標に掲げており、入院収益では1日当たりの平均入院患者数398人、病床利用率88%、入院診療単価は令和5年度の実績値を基に7万6,000円として積算しているところであります。

次に、(2)の医師の働き方改革についてであります。平成31年4月、働き方改革関連法により労働基準法が改正、施行され、その後医師の時間外休日労働が年960時間、月100時間未満とする省令が令和4年1月に公布されたところであります。勤務医に対しては、その業務の特殊性や不規則な勤務体系等から5年の猶予期間が設けられ、令和6年4月より適用が開始されるところであります。医師の働き方改革への当院のこれまでの具体的な取組といたしましては、医師の労働時間短縮や負担軽減に向け、副院長を委員長とする委員会を設置し、医師の業務の見直しや勤務環境改善を目的とした医師労働勤務時間短縮計画の策定を行うとともに、医師の負担軽減としてタスクシフトが可能な業務について既に実施しているところであります。また、北海道が各医療機関の働き方や勤務環境改善の取組に対する支援を行うために設置している北海道医療勤務環境改善センターの医療労務アドバイザーの支援を受けており、対応方法やアドバイス等について助言を受けるなどの対応を取っておりました。しかしながら、当院においては勤務医の時間外、休日労働時間は法で定める上限の原則年960時間、月100時間を超え、一部では1,600時間を超える医師も存在するなど、厳しい状況は続いております。一方で、緊急性の医療ニーズへの対応や3次医療機関など時間外、休日労働が960時間を超える医師が存在する医療機関は、地域医療体制確保の観点から地域医療確保暫定特例水準、これをB水準といいます。それと、臨床研修医等が技能向上のために必要がある場合は集中的技能向上水準、これをC-1水準といいます。これらの認定を受けることにより、令和17年度末までは時間外、休日労働の上限が年1,860時間まで可能とする猶予期間が設けられ、当院としては働き方改革のための医師の増員は難しく、北海道から暫定特例水準の指定を受けることにより、令和17年度末までは時間外、休日労働の上限が1,860時間まで

となる猶予期間が得られるように指定のための手続を進め、令和6年2月29日付で指定を受けたところであります。以上のことから、当面は現状の医師、看護師等の人員体制を維持しつつ、働き方改革を推進していく予定であり、4月からの法の適用開始による経営に及ぼす影響は少ないと推察をしているところであります。

続きまして、(3) 地域医療構想を踏まえた市立病院の役割についての「中空知地域医療構想」の進捗状況についてであります。新型コロナウイルス感染症の発症以降、滝川保健所が主催する中空知地域医療構想調整会議が書面開催となり、その間「中空知地域医療構想」の進捗管理に係る工程表としての中空知地域医療構想推進シートの更新にとどまり、地域医療構想の実現に向けた協議は行われていないのが現状であります。本来であれば対面形式で調整会議を開催し、今後の取組の方向性や今後の方針について協議を進めるところであります。令和4年度までは書面での開催となっております。調整会議については、構成自治体、医師会、歯科医師会、病院団体及び医療保険者や住民代表を構成員とし、集中的な議論をしていくことが求められており、今年度におきましては4年ぶりに対面による調整会議が昨年9月に開催され、医師の働き方改革への対応についての協議や中空知地域の医療についての意見交換が行われ、病院事業管理者から急性期医療の機能分化及び病院の再編統合について真剣に考えなければならない時期に来ているとの意見を述べております。これまでも同様の発言を行ってきておりますが、いまだ本質的な議論が行われていないのが現状であります。また、本年2月には書面開催であります。第2回目の調整会議が開催され、公立病院経営強化プランや新型コロナウイルス感染症についてを議題として開催されており、3月には第3回目の調整会議が書面開催により行われる予定となっております。当院といたしましては、引き続き中空知医療圏における役割を果たすべく調整会議においても地域の中核病院としての立場で協議に関わっていきたくと考えております。

次に、(4) 地域包括ケアシステムの構築と市内開業医の減少についてであります。砂川市内の医療機関については、昭和63年当時、人口約2万4,800人で13施設あったところですが、現在では人口約1万5,500人で7施設に減少しており、今後においても開業医の高齢化等により減少することが想定されるところであります。現在の7施設は、当院を除くと、病院では砂川慈恵会病院、一般診療所では明円医院、細谷医院、村山内科医院、いとう内科循環器科クリニック、すながわ耳鼻咽喉科の6施設となっており、それぞれの医療機関には当院のかかりつけ医登録をいただいております。紹介、逆紹介により医療連携を図っているところであります。また、市内開業医の減少に伴う影響につきましては、当院は重症度や緊急度の高い救急や専門的外来治療を行う医療機関であることから、本来は連携先医療機関と機能分化を進めることが重要であります。かかりつけ機能が不足している現状にあるため、当院がかかりつけ医機能を担わなければならない状況となっております。このことから、軽症または症状の安定している患者等が当院へ多数来られる

ことにより、限られた医師など医療従事者の中、業務負担の増加などにより疲弊につながるものが懸念されるところであります。

以上でございます。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 4点質問をしているのですけれども、順次質問していきます。

まず、1点目の入院収益を110億円まで超えるためのというお話を聞きました。今皆さん強化プランを多分持たれていないと思うので、共通してその資料を見ながら話をするというのは難しいかと思いがらの質問になるのですけれども、実は先ほど事務局長がお話をした中には、非常に重要な数字があります。110億円まで入院収益を上げるにはどうすればいいかというお話だったので、病床利用率を88%、それから入院患者さんの1人当たりの診療単価を7万6,000円としたとお答えになっていました。私も試算をしたわけです。今病床利用率が88%というのが、どれだけ大変な数字かというのはこの前の補正予算で私がさんざん質疑をしているので、この補正予算ではたしか63.何%しか病床利用率がないのです。それを88%にするというのは、これはよほど大変なことだということを皆さんに共通で分かっておいてほしいと思うのですけれども、実はこの1人当たりの入院単価を幾らにするかということで非常に大きなずれが生じるのです。私が試算したのは、令和6年度のこれから審議する予算なのですけれども、その中では1人当たりの入院単価は7万1,868円になっています。これを110億円稼ぎ出すにはどうすればいいのかということなのですけれども、年間に15万3,200人ぐらいの入院患者さんが来ないと駄目です。そこは、365日間開けていますから、1日平均にすると420人です。420人で、今市立病院は453床ですから、これ割り算すると病床の利用率が出ます。何と92.9%です。ほぼ満床にしておかないと、この110億円という入院収益を稼ぎ出すことができないというほどの大変な数字なのです。でも、先ほども言いましたが、令和5年度の決算見込みでは残念ながら60数%で終わってしまっているという、この現状です。入院の診療単価なのですけれども、砂川市のものを調べていくと、2006年、大分古いのですけれども、このときの入院単価は3万3,000円だったのです。2017年でいくと5万6,000円になったのですけれども、先ほどの局長がおっしゃった来年度の予算の診療単価が幾らかというと7万6,000円なのです。これ、何でここまで上がってこれたかということなのですけれども、これはやはり砂川市立病院が急性期の病院を目指してやってきたから診療単価が上がってきたのだということが間違いなくそうだろうと思うのです。まず1点目は、これを稼ぎ出すのは、大変なことだということを押さえておいていただきたいと思うのです。

2点目の働き方改革なのですけれども、今のところあまり影響はないというお話がありました。これは働く時間が今後それぞれ少なくなっていく。先ほどの強化プランの収支計画によると、最終年、令和9年なのですけれども、給与費が86億円まで膨らみます。

これも補正予算の中で言いました。これまでで一番高い給与費である80億円が令和5年にそこまで行ってしまった。それよりさらに6億円上がるだろうという計画になっています。ここで伺いたいのは、今のところは働き方改革の影響はあまりないだろうというお話だったのですけれども、この強化プランが進んでいく中で、当然1人のお医者さんが働く時間が短くなれば、あとは人数を増やすしかないだろうと思うわけです。その辺の影響をもう少し具体的に、給与費に関わる働き方改革との関連性、影響というのを伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 それでは、まず単価の上がった要因というのは、小黒議員から今ご指摘があったとおり、急性期病院として様々な機械への投資もありますし、手術件数を伸ばす、それからDPC病院ですので、せんだっての総括質疑のときにも申し上げましたが、DPCの係数を上げる取組もこの間ずっとしてきている。そういったものがあるって、同じ患者数であっても単価は上がるという努力はこの間してきておりますので、そういったものがあると私は考えております。

それと、働き方改革で勤務時間が短くなるという。勤務時間は確かに短くなるのですが、規制がかかるのは時間外労働なのです。昼間働く時間は特に制約はかかるものではない。時間外にかかる労働時間が年間960時間にしなさいと。それを超える場合は、認定を受けて1,860時間までいいですよ。960時間といってもあまりぴんとこないと思うのですが、月に換算すると80時間。労災で、いわゆる過労死ラインと言われるところまでは、国は働いていいですよ。それを超えるのだったら認定を受けてくださいということ。先週、2月29日に北海道から認定を受けたのですが、それも診療科によって違いますので、内科とか循環器内科とか心臓外科とか、どうしても時間がかかる科とそうではない科がありますので、全てのドクターが時間外の規制に抵触するわけではない。かかる科は限定されていると。その中で、時間外の規制がかかってきますので、ではどう対応するのかというのは今院内でこの間ずっと協議してきているのですが、どうしても先ほど言ったB水準となった場合に勤務間インターバルを空けなさいと。要は、一つの勤務が終わって次の勤務に行くまでには、例えば24時間働いたら9時間空けなさいという制約がかかってきますので、例えば外科系の先生が夜中手術をして朝方帰ったら、次の日は仕事ができなくなりますので、当直だとかそういったものは手術予定の前の前の日に組むようにする。そういったことで極力収益に影響が出ないようにするという考え方で今はやっております。

それと、給与に対する影響ということもあります。それについては、タスクシフトといまして、医師でなくてもできる業務は看護師であったり医師事務作業補助者という職員を今増員させていますが、そういった方あるいはコメディカル、薬剤師さんにこの仕事をお願いするといったようなことで勤務を振り分けるようなことで対応しておりますので、

そういったものをトータルで考えると経営に与える影響は全くゼロとは言いませんが、そんなに多くない、むしろ少ないのではないのかと今現時点では考えているところがございます。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 2点目の医師の働き方改革でそれほど経営的な面では、病院内は大変なことにはなるのだろうけれども、影響ないということで、まずは安心をするのですが、続いて3点目になっていくのですけれども、中空知の地域医療構想ということについては、ほぼ進展がないという、本当にかかりやすいようなご答弁だったのですけれども、これは砂川市立病院にとっては大変な計画、このとおりにしてもらわないと大変なことになるというぐらいの計画だと私は思っています。もう皆さんもご承知だと思うのですが、中空知全体の人口はどんどん減ってきますし、少子高齢化はもちろんのこと、人口が減っていくということになると、もう既に今介護の受給率というのですか、介護を必要としている人たちも減り始めているのです。当然これから医療を必要とする方々も減ってってしまうというのがこの中空知の現状だと思うのです。だからこその中空知の中でたくさんある公立病院の役割分担をしっかりと、それぞれが大事な医療を生き残っていかなければならないという計画がこの中空知の医療計画のはずなのです。ところが、今のお話でいくと、ほとんど話合いもないし、それから進んでもいないというお話がありました。何でこうなるかといったら、砂川がしっかりしないからなのです。砂川が一番影響を受けるのです。当院はセンター病院として、それから急性期病院として特色を出していかなければ、先ほど言った1人当たりの入院収益ですね、これ7万6,000円なんて行かないのです。本当は、もっと行って、そして病床利用率も少し下がっても、まだ入院収益が稼ぎ出せるぐらいの方向性を持っていかなければ、砂川市立病院は駄目なのです。砂川市立病院は、そのためにこれまで苦勞をしてきているわけです。お医者さんの確保も今100人いる。では、滝川は何人、40人でしょう。100人集めるには、どれだけ苦勞してきたことか。この急性期の病院を維持していくために高い医療機器もどんどん買っています。だからこそ、研修医の先生方も集まってきてもらっているという現状だと思うのです。これは、砂川市立病院のためだけでやっているのではないはずなのです。中空知全体の医療をセンター病院として、この砂川市立病院がどうしていったらいいのかと考えた結果の下でこうやって頑張っているのです。では、何でこの話合いが進まないの。ほかの町は、影響がないからなのです。だけれども、我がまち、我が砂川は中空知のためにもこの病院をしっかり守っていかなければならない。だとすれば、この計画をしっかり進めてもらわなければならないのです。ここまで私が言ったこと、事務局長にまずお伺いしたいのですが、これこのとおりでいいですね。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 今小黒議員から調整会議の思いといたしまししょうか、お聞き

しました。全くそのとおりだと思います。我々もこの中空知の2次医療圏の医療をどうしなければいけないのか。大手の公的といいましょうか、厚生病院であるとか、そういったものはこの地域になくて、全部自治体病院が主に急性期医療を担っていると。こういう地域の中で、それぞれの町にある自治体病院、自治体病院の中の先生も高齢化が進んでおりますし、この5年先どうなるのかというのがなかなか見通せない。そういった中で、今滝川というお話もありましたけれども、この一つの地域の中で砂川市立病院と滝川市立病院が同じ急性期医療を担って、患者や医療従事者の少ないパイを奪い合っていると共倒れるだろうと。そういったことに危惧があるから、昨年9月の4年ぶりの調整会議の中では平林事業管理者がなかなか進まない調整会議に対して提案をしているという状況なので、基本的な考え方は全く同じだと思っています。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 先ほどのお話でもあった令和4年の地域医療構想推進シートを見たのです。そうしたら、本来道がこの中空知地域をどうしたらいいのかというそのものが書かれているのですけれども、この中空知の地域の中で急性期病院、先ほど言った砂川市立病院と滝川市立病院は急性期病院と言っているけれども、これからどんどん人口が減っていく中でこんな2つも要らないはずなのです。それよりも、大事な高度急性期は、高度急性期病床というのですけれども、ここはまだ26床しかなくて、98床不足しているという計画です。これを担うのは市立病院しか本当はないのです。ところが、急性期、滝川と砂川が行っているのですけれども、今692床もあって、これは268床多いのです。だけれども、本来急性期を脱した人たちが通うところの回復期というのが、今168床しかなくて、この計画の中では267床も不足しているのだということです。だから、いかにそれぞれの自治体病院が役割分担をしっかりと、我が砂川は高度の急性期医療を担っていかなければならないということが出ているのです。出ているのだけれども、うまくいっていないのです。私は、市町村合併のときに委員としてその市町村合併の話合いに行きました。北海道が動いてくれません。市町村合併のときもそうでした。滝川市は、したたかです。そう簡単ではないです。だけれども、砂川市立病院はこの病院を守るために絶対的にしっかりとやっていかないと私は駄目だと思っています。

それで、私市長のブログ拝見したのです。そうしたら、2月5日のブログで中空知公立病院意見交換会というのが開かれたという発信がされていました。そこでは、北海道ではなくて総務省の室長が来られて講演をして、それから中空知の公立病院の市町長、首長さんたちが集まって、事務局長も集まってという会があったそうなのですけれども、市長、先ほど私お話をしたとおり、市立病院が生き残っていくための中空知の医療計画ですね、絶対進んでいかないと駄目なのです。わざわざ国の総務省が来て、中空知の現状を聞いたり講演をされたというブログだったので、一体どんなことが話されて、市長はこの場でどんなご意見、これ絶好のチャンスなわけですが、どんなお話をされたのかをぜ

ひお伺いしたいのですけれども。

○議長 多比良和伸君 市長。

○市長 飯澤明彦君 (登壇) 今ほど総務省からの課長が来まして意見交換会をしたというところのお話でございますけれども、やはり総務省の担当者のお話としても、中空知圏域、2次医療圏ですね、そこをしっかりと捉えて機能分担をしていくべきだろうという話はされておりました。やはり私も考えるに、今現在中空知圏域、10万人弱の人口がおります。これが10年後になりますと7万人強ですか。そして、20年後には6万人になると言われております。これは、各市町村がそれぞれの医療をそこで完結できるという時代ではなくなってきております。言ってみれば、中空知圏域を一つの自治体とみなしたような役割分担をしまして、先ほど言われました高度急性期は砂川で担う、あと回復期をどうするか。これは、本当に各自治体の課題だと思ってございます。そこをしっかりと持っていないと、先ほどありましたように今開業医の数もどんどん減っている、お医者さんの年齢層も高齢化している。そうなってくると、非常に立ち行かない状況が懸念されます。そのようなことから、私もそこで話をさせていただいたのは、機能分担をしっかりとこの先考えて、各自治体の役割、各公立病院の役割ですか、そこをしっかりとしていかなければならないということをお話をさせていただいております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今市長にご答弁いただいたのですけれども、市長、優しい人だから、それでいいと思うのですけれども、ここは悪者になってほしいのです。そんなたやすいことではないと思います。もしかしたら、病院によって砂川市が大変なことになるかも分かりません。砂川市民が苦しい思いをするかもしれません。それぐらいの、私は中空知全体の医療でそのセンター病院であるこの砂川市立病院をしっかりと守っていかなければならないと思います。そのためには、先ほども言ったとおり、市町村合併のときも道は本当に動いてくれないのです。気楽なもので、地元がきちんとやってくればという、これ多分今も変わっていないです。だから、病院のことに関しても北海道が積極的に動くなんていうことはないと思います。だからこそ、国がわざわざ来て、しかもこれ公営企業の室長さんが来たわけでしょう。私は、もっともこの中空知の、あるいは砂川市立病院がどれだけ努力をして急性期の病院を担えるだけの体力をつけてきたかということをしっかり伝えてほしいのです。しっかり伝えてほしいと併せて、滝川さん、いいかげんにしてくださいよという話をしてほしいのです。両方共倒れになりますよということなのです。だって、先ほども言ったように、うちは医者100人いるのです。向こう40人なのです。看護師さんだって半分です。誰がどう考えたって、砂川が急性期の高度医療を担っていかなければならないのです。そのことを言えるのは、市長しかいないのです。そして、これをどんどん進めてもらうことが中空知に住んでいる皆さん方の医療の安心につながるはずなのです。そこを私はぜひ飯澤市長に頑張っていたいただきたいと思っています。ここで市長に聞か

ないほうがいいかな。

それで、最後の4点目に進んでいくのですけれども、先ほど市長は答弁の中で触れられていたように思うのですが、開業医の関係だったのですけれども、これも砂川市にとってみると、この市立病院の役割と、それから開業医さんが減っていくということは、先ほど局長も言っていますけれども、すごく密接な関係が出てきますよね。市立病院は、急性期で行くがために、なかなか風邪で行くというのを控えてほしい病院になっていかざるを得ないのです、この中空知の地域医療を考えたときには。だけれども、開業医の先生方が少なくなっていけば、砂川市民にとってみると市立病院に行かざるを得なくなるということになりますよね。行かなければならなくなるということは、急性期の病院としては困る。でも、現実的に砂川市の開業医の先生方、どんどん少なくなっています、今。最近では、印象に深いところであれば、吉野整形さんも小林先生のところも小泉先生も辞められて、5月になると村山先生も閉院されるという話があります。本当に開業医の先生が少なくなってきた、困ったなど。この前の総務文教委員会の話を聞いたのですけれども、村山先生が辞められるというだけでも、患者さんが結構いらっしゃると思うので、もしこうなったときに市立病院としてはどういう対応をさせていただけるのかというのを、まずここで一回伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 開業医の先生方が減っていく中での病院の対応ということではありますが、やはり行き場がなくなるといいますか、かかりつけ医を持ちたくても、そこのかかりつけ医がなくなってしまう。そういった場合、当然患者さんは市立病院に来るだろうと思ってございます。その中で、可能な範囲の中で病院は診ざるを得ない。応招義務というのがありますので、来られる患者さんを正当な理由なく受診をお断りすることはできませんので、その中で受けていくということにならざるを得ないと考えております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 そうなのですよ。

砂川市立病院はすごく優しいのです。いい意味で優しいのです。ほかの町からも救急車、どんどん来たりするのです。滝川の悪口ばかり言ったらあれかもしれないのだけれども、言ってしまいます。例えばコロナの大変なときに、自分のところもコロナ受入れ病院といながら、砂川市立病院に患者を回してくるのです。ほかの町の病院だって、ちょっと困った患者さんだなどいって、砂川市立病院受け入れてくれるから救急車で来るのです。ほかの病院では断ったりするのです、急性期のところでも。でも、砂川市立病院は絶対そんなことしないのです。きちんと受け入れて治療するのです。僕は、とても大事でいい病院だと思うのです。でも、そのことが経営そのものに響いてくる可能性もあるのです。では、そのときにほかの病院が、中空知のほかの町が砂川市にお金出してくれるのかといっ

たら、多分それは砂川市立病院のことですよという話になってしまうのではないですか。

先ほどのかかりつけ医の問題でも、市立病院は砂川市民を見捨てません。どんな形でも受け入れてくれるのだらうと思います。でも、これは私たちもみんな感じていなければいけないのだけれども、そうなればなるほど市立病院は苦しくなる可能性があるのです。だからこそ、かかりつけ医が少なくなっていったり開業医が少なくなっていったときに、どうしなければいけないかという早い手を打たなければならないのです。

私は、ここも市長にお伺いします。今現実的に、先ほども開業医の先生方、お年になったり辞められていっているということがあるという現状は、市長、お分かりだと思っっているのですけれども、先ほど言ったとおり市内の開業医の先生方がいなくなったら、市立病院に行かざるを得なくなります。そうすると、診療単価が安い患者さんも多くなってくる可能性もあります。病院経営、苦しくなる可能性もあります。早く手を打たなければならないと思うのですけれども、市長、この辺のところどんなふうに考えていらっしゃるかお伺いできますか。

○議長 多比良和伸君 市長。

○市長 飯澤明彦君 今ほどの開業医が減っていくというお話でございますけれども、先ほども少しお話をしましたけれども、開業医の先生方が減っていきますと、軽症の患者さんたちも砂川市立病院に来るという状況になりまして、それでなくてもお医者さんの頑張りですら今市立病院はもっているという、そういう認識でございますけれども、さらにまた厳しい状況になってくると。

今ほど小黒議員が言われていましたけれども、うちの市立病院の入院患者の75%は市外の患者さんです。外来の患者さんも65%が市外からの患者さんです。経営が厳しくなっていくと、市からという話になりますと、それだけ市外の患者さんが多い中で砂川市の税金を使ってそこに赤字の補填ができるかという、そこはなかなか厳しいものだと考えてございます。何とか開業医さんを誘致するというのも真剣に考えていかなければならない、そのように考えてございます。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今回は、市長にお答えをいただいているのですけれども、市長ももちろん病院と全く関係ないという方ではなくて、市長は市立病院の開設者ですから、一番の責任を持っていらっしゃる方ということは間違いありません。ですから、開業医の先生方、これから先でも、お名前言わないですけれども、ご高齢になりかかっている方もいらっしゃるし、減っていく一方だと思うのです、今のままでしたら。私は、本当に早く手を打たないと、急になんて開業医の先生方は来られるわけがないと思うので、私は市長のそのお話があるのであれば、なるべく早く、例えばほかの町なんかでは行っていることですが、開業医の先生が来られるときには何千万円も出すよという制度をつくったり条例をつくったりしているところもあります。私は、そこら辺までもしっかりと今行っていかなければ

ればならないのではないかと思っているのですが、ぜひともこの市立病院を守るためにも、市長には早い決断をしていただきたいと思うのですけれども、その辺のお考えというのはいかがでしょうか。

○議長 多比良和伸君 市長。

○市長 飯澤明彦君 早い決断をとということでございますけれども、開業医の招致、誘致については、既にどうしたらいいかということで検討は始めさせていただいております。時期的にどうというのはここでは明言は避けたいと思うのですけれども、そういうことで準備は進めているということでご理解いただきたいと思います。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 何でもう少し具体的にというのがあるのですけれども、その内容なのです。要するにほかの町は、本当に3,000万円、4,000万円、5,000万円、もし来ていただいたらというぐらいな感覚で行っています。ですから、先ほどのこともそうですけれども、地域の医療構想にしても、それから開業医の先生方を何とか誘致するというについても市長にも頑張ってもらって、とにかく砂川市民のためにも砂川市立病院の医療をしっかり残すということを心からお願い申し上げて、もう時間がないので、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員の一般質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

一般質問を続けます。

武田真議員。

○武田 真議員 (登壇) それでは、通告に基づきまして、私からは大きく2点について伺います。

大きな1、既存店舗の改装等を促進する助成制度の新規導入についてであります。近年、空き建物を活用した新規出店だけではなく、既存店舗の改装等に要する経費の一部を補助対象とすることにより、既存店舗の事業継続や事業拡大等を応援する助成制度を導入する自治体が増加しています。商店街に魅力ある店舗が増え、商店街全体のにぎわいを創出するためには、新規出店にチャレンジする方の空き建物の改装等への助成だけでなく、これまで地域で事業を継続してきた既存店舗の改装等への助成も重要な課題と考えます。特に近年は、感染予防対策やバリアフリー化も店舗の魅力向上には不可欠な要素となっています。そこで、本市でもこれまで商店街の振興に寄与し、活動実績がある既存店舗の改装等を促進する助成制度を導入する時期に来ていると考えますが、市の見解を伺います。

大きな2、流雪溝に冷水を流す実証実験の状況等についてであります。本市の流雪溝は、

砂川火力発電所から排出される温排水を利用した施設で、昭和59年に供用開始以来、豪雪地帯の本市を支える重要なインフラとなっています。しかし、供用開始から約40年が経過し、近年では施設の老朽化などが顕著になっています。また、砂川火力発電所については、令和9年3月末をもって廃止することが北海道電力から発表されています。このため、同発電所からの温排水を利用する流雪溝については、老朽化だけでなく、今後様々な課題に対応する必要があると考えます。本年度については、冷水を流す実証実験を行ったとのことですが、この実証実験の目的、実施結果及び今後の実証実験の方向性等について伺います。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君（登壇） それでは、私から大きな1、既存店舗の改装等を促進する助成制度の新規導入についてご答弁申し上げます。

既存店舗の改装等を促進する助成制度につきましては、国において小規模事業者持続化補助金が平成26年から制度化されております。地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的に、持続的な経営に向けた経営計画に基づく小規模事業者等の地道な販路開拓等の取組や業務効率化の取組に要する店舗改装も含む経費の一部を国が支援するものであり、補助の内容といたしましては補助率3分の2、補助上限は通常枠は50万円、特別枠が200万円となっております。小規模事業者持続化補助金は、事業者が商工会議所の支援を直接受けながら取り組む事業であり、商工会議所は事業者に対し北海道よろず支援拠点の中小企業診断士等の紹介や作成した申請書に対するアドバイス、採択後の事業実施への伴走支援を行っており、平成29年度より19件の申請が行われ、15件が採択されているところであります。

当市においては、コロナ禍及び原油物価高、資材高騰、人手不足等の課題を解決するため、令和4年度には地方創生臨時交付金を活用した中小企業デジタル化推進補助金、店舗等衛生対策支援補助金を実施しております。中小企業デジタル化推進補助金につきましては、生産性向上や業務の効率化を図るために積極的にデジタル化を導入する取組を実施した市内81の事業者に対して支援してきたところであり、補助率5分の4、補助上限30万円、総額1,979万1,432円、1件当たりの平均補助額はおおよそ24万4,000円でありました。さらに、店舗等衛生対策支援補助金につきましては、感染、衛生対策を徹底し、店舗や事務所を安全、安心な環境に整備するため、エアコン、換気扇、窓等の設置交換、壁紙、床材の張り替え、塗装、トイレ、自動ドア等の交換、清掃等の取組を実施した市内60の事業者に対して支援してきたところであり、補助率5分の4、補助上限30万円、総額1,168万8,753円、1件当たりの平均補助額はおおよそ19万5,000円でありました。

砂川市は、これまで国及び北海道において講じられている経済施策の対象とならない事

業者に対して、時々の市内経済の状況を踏まえて商工会議所と連携しながら市としての経済施策を実施しております。現時点で既存店舗の改装等を促進する助成制度の新規導入の考えはありませんが、国の小規模事業者持続化補助金が国のほかの補助金に比べ補助額が少額であり、申請が簡便であることから、販路開拓、売上げ拡大を目指した取組の意向がある事業者に対し、引き続き商工会議所と連携し、申請を促していきたいと考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君（登壇） 大きな2、流雪溝に冷水を流す実証実験の状況等についてご答弁申し上げます。

砂川流雪溝は、冬期間における雪との生活を快適なものとするため、国による国道12号の4車線拡幅工事に合わせ、旧北海道開発庁が提唱したふゆトピア事業により、北国のまちづくり事業の一つとして雪に強いまちづくりを推進するため、昭和59年度に国が北海道電力砂川発電所の温排水を利用した流雪溝を設置し、整備延長6,200メートルにわたり供用が開始となったところであります。その後、昭和62年度から北海道の事業として駅前の道道砂川停車馬線、市の事業として市道東1条南通り、駅前広場、市道南4丁目通りと順次整備、供用を開始し、平成2年度には市道西2条北通りの整備で完了となりました。全体での整備延長は8,554メートルとなっております。

流雪溝の管理につきましては、開発局及び北海道、砂川市の3者で協定を結び、管理に係る費用の負担割合は開発局7割、砂川市2割、北海道1割とし、それぞれから砂川市が受託を受け、民間業者へ委託を行っております。また、供用開始から40年が経過する設備でございますので、これまでも機能維持のための修繕を行っておりますが、近年の修繕状況は令和2年度には流雪溝ポンプ室内のストレーナーの交換、令和4年度には流雪溝表示装置の修繕、令和5年度には流雪溝の送水管の修繕を開発局及び北海道と協議の下に行っているところであります。

今般北海道電力砂川発電所が令和9年3月、令和8年度末に廃止となることが公表されたことを受け、今後の流雪溝の運用について開発局、北海道電力、砂川市の3者で協議を始めたところでありますが、協議に当たりまして近年の流雪溝の運用状況を確認した際に昨今の脱炭素に向けた取組、さらに省エネ設備の増加などに伴い、砂川発電所自体の稼働日数が電力調整のため減少しており、結果温水が排出されない日数が増加しているとの報告を北電から受けたため、実際の流水温度など現状の調査が必要となったところであります。

調査の内容であります。冷水利用時のポンプ、導水管、流末など、各運用施設への影響やどのような課題があるかなど、また温排水との温度差など様々な状況の確認を行い、熱源の有無にかかわらず、今後も使用可能かどうかの調査を目的としたものであります。調査の時期について、北海道電力砂川発電所と調整を行った結果、2月から冷水を流した

状況での調査が可能となり、各ポイントでの温度変化、閉塞の発生状況等について現在まで調査してきたところであります。

調査の実施結果であります。放流先の河川環境への影響を考慮し、流雪溝で使用する温排水は当初の契約では最高でも約12度以下と決められておりましたが、近年では脱炭素の背景から平成26年度には約7度に変更され、実施した調査結果でも流水温度は発電があった際の温水では約7度程度、発電がない場合の冷水では約2度から4度程度という結果でありました。水は、分水槽から送水されておりますが、分水槽の始まりから流末までの温度差は約2度から3度程度であり、調査を行いました厳冬期の2月におきましても温排水、冷水でもその差があまり変わらない状況となっております。

今後の調査の方向性についてであります。12月、1月の冷水でのデータ収集はできなく、降雪、気温、利用状況など、様々な状況の組合せにより運用状況の変化が想定されるため、できる限り様々な条件におけるデータ収集に取り組んでまいりたい、このように考えております。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 それでは、順次大きな1から再質問していきたいと思うのですけれども、まず大きな1、既存店舗の改装の事業なのですが、冒頭述べたとおり、近年こうした事業を独自で実施する自治体が増えているということでありまして、答弁では国の小規模事業者持続化補助金を促していくという答弁だったのであるけれども、実際近隣の自治体でも改装をメインにしたような補助事業を導入している状況は、恐らく市でも把握されていると思うのですが、その近隣自治体における同様な既存店舗の改装事業、どのような自治体で行われているのか。また、内容、財源等、現状把握しているものがあれば、まずそこからお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 既存店舗の改装への助成についてでございますが、空知管内をまずご報告申し上げます。10市14町のうち7市2町が補助をしております。それから、道内の都市でございますけれども、35市あるうち13市が補助をしているところであります。なお、滝川市と北斗市につきましては、業務転換、新規事業展開を対象としておりますので、既存の単なる改修ではない補助ということでございます。ほかのところにつきましては、いろいろな事例がございますので、具体的には申し上げませんが、既存の店舗を改修するものについては補助しているところであります。なお、財源につきましては、全て単費から財源としているということで確認しております。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 国の小規模事業者持続化補助金があるにもかかわらず、各自治体でそうした事業を行っているというのは恐らくいろいろな理由があるのかと想像します。実際、小規模事業者持続化補助金の詳細を見ていきますと、これまで19件ですか、15件採択

が当市でもあったというお話だったのですけれども、実は近年ないのです、採択されている事例というのが。それと、2023年の採択状況を見ていきますと、確かに北海道でも何件かの改装事業に対する交付金が実際交付決定したという事例は確かにありますが、非常に数も少ないのかと見えます。また、私小規模事業者持続化補助金の一番の問題点は、やはり交付までに非常に時間がかかるということだと思います。実際採択され、交付になるまで、恐らく年度をまたいで交付になるような制度なのかということと、もう一点は申請に当たって、膨大な事務ですか、書類等必要になると。昔に比べて単純化された、インターネットでの交付が可能だということに変更はされていますが、実際その交付申請に当たってのマニュアルというのですか、非常に分厚いもので、これはなかなか小規模の改装をするのだということ取りかかったとしても、これは実際商店を営んでいる方に聞いても、これは確かにいろいろな相談体制はあるけれども、なかなか取りかかるには敷居が高いですよという話も聞いております。そうしますと、やはり現35市中13市ですか、補助しているということから、国の制度があるなら、こちらにということではなくて、各自治体の実情に応じて小回りの利く制度ということ恐らく実施されているのかと思います。

そこで、私今回この制度を提案した大きな理由の一つが、やはり来年度駅前施設が本格的にスタートしますよね。その事業の大きな目的というのは、駅前地区においてまちなかの魅力を高め、にぎわいの拠点を創出するという事業目的がありますよね。そうしますと、拠点をつくって、それで完了ということには私はならないと思っているのです。それは、当然それを中心として、周りの商業地区、商店街が賑わわなければ、駅前地区の事業というのは私は完結しないと思っております。そのために、どのような施策を進めたらいいのかということ私の提案ということになるのですけれども、実際これまでの駅前の施設整備の議論、長く議会でも様々な議論がありましたし、各段階においてはパブコメ等で市民のご意見をかなり多く聴取したということがあります。過去のパブコメ等を眺めていて思ったのですけれども、これは駅前地区整備基本設計のときのパブコメだったのですけれども、駅前周辺、古い建物が多いと。暗い、寂しい雰囲気なのだという、それに対する市の考え方が、市民からのパブコメに対するコメントがあるのですけれども、それを見ていきますと、「施設整備を契機に周辺への民間投資が誘発され、経済波及効果が生まれることを期待しております」という市の考え方が示されております。期待しておりますというのは、やや人ごとっぽい感じなのですけれども、私は今回の来年度から本格的に着手される駅前施設を契機に、経済効果、特に民間への投資が増えることというのは非常に重要なことだと思いますし、それがなければ、駅前地区の事業の目的が完遂されないと私は考えております。議会でも様々な議論はありましたが、取りあえずといいますか、この駅前地区を振興していくということで方針が決まったわけですから、ここはやはり積極的な投資を促すような施策を私は市が打つべきではないかと考えております。もちろん何から

何まで行政が準備するということにはならないと思いますが、少なくとも先ほどの市のコメント、意見で期待していますでは私は困るなと思うのです。そこは、そうした投資が生まれるような、波及効果が生まれるような施策の呼び水になるような施策を打つべきではないかということで、当然これまでも市で空き店舗対策ということで補助金も導入しております。先般、私予算審査特別委員会で確認しましたけれども、3件補正予算で空き店舗対策ということで新規の店、eスポーツですか、あと飲食店、あとはダンス関係のお店ということで、空き店舗で新しく始めてくれる方が来ていただいたのですけれども、私それだけでは足りないと思います。やはり既存店舗も元気になる、魅力をアップするような施策を打つことによって、この駅前での振興につなげるような施策として私は完了させるべきではないかという思いもあって伺っております。

そこで、先ほどは国の制度を促していくというご答弁だったのですが、市として来年度の駅前地区の整備に伴い、こうした政策として、商業地域振興につながるような政策の一環として、こうした制度を研究、検討していくという考えはないかということについて改めて伺っていききたいと思います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 駅前施設に伴う新たなまちのにぎわいをつくるための事業についてのご質問かと思っておりますけれども、まず1つは、小規模事業者持続化補助金でございますけれども、これにつきましては単に補助金を使って改修するのではなくて、経営そのものを見直しながら、どうやって進めていったらいいのかということ念頭に、それに必要なものに伴った改修としていくための支援なので、これはそれぞれの経営者の方々が頑張っていくために自分のビジョンをつくりながらやっていくためには重要な補助メニューだと考えておりますので、これは商工会議所と一緒に進めてまいりたいというのは今の考えでございます。

あと、駅前施設を中心にして賑わいをつくるために新たな事業をとということでございましたので、何が課題なのかということの研究して、それに対して検討してまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 実際国で採択されている制度、小規模事業者持続化補助金の採択されているような内容を見ていきますと、斬新なものとか目新しいものがメインになっているということで、ここは単に、例えばの話、店舗に自動ドアをつけるのだと、衛生対策で。交付金事業は終わってしまいましたけれども、例えば今後この契機に、では自分の店でも自動ドアをつけるということになれば、小規模事業者持続化補助金としては非常に使いづらい仕組みだと思います。計画書の部分で要求されているのは、もっと斬新なもの、目新しいものというもので採択されているのかと見えまして、それは小回りの利くような事業を採択するという制度ではない。その要求といたしますか、需要と供給という面で考えていけ

ば、そこはやや敷居が高いし、何より計画書、先ほど言いましたけれども、これも非常に書き方は難しいと私は思います。単に簡単にリフォームするのだということでは、計画書を書けないような仕組みですから、ここは持続化補助金というのはなかなか敷居が高いし、実際やろうと思っても出だしの段階でつまづいてしまう方が多いという印象を受けております。

そういう意味で、各自治体で様々な取組がなされているのかと思うのですが、例えば実際の状況について答弁はなかったのですが、私調べてみたら、近隣では赤平とか芦別、あるいは深川でこうした事業を、既存店舗の改装事業というのを進めていますけれども、中を見ていきますと赤平、岩見沢、芦別は既存の補助金、砂川と同じく補助金はありますけれども、その中で既存店舗も新規店舗も選べるという仕組みになっておりまして、深川は既存店舗と新規店舗と、砂川と同じスタイルですね、新規店舗だけの補助金。深川は、新規店舗と既存の補助金ということで分かれております。こうした事業を管内、近隣の自治体でも実施しているということは、国の制度では賄い切れない事業を何とか各自治体独自の制度としてやっている。もちろん各自治体の様々な政策目標があるとは思いますが、そうした中で実施されているということで、砂川市においては今回の駅前施設の本格着手というのは大きな契機かと私は思っております。恐らく、既に担当課あたりにこういうことをやりたいのだというお話、もしかしたら来ているのかもしれないけれども、こうした声、恐らく新たに駅前施設着手に当たって、では我々も何かしたいという声が恐らく、もう既にあるのかもしれないけれども、今後そういった声は私が出てくるのかと。逆にそういうことを私は期待したいと思っています。先ほどパブコメの話ではないですが、古いお店が多いのではないですかという市民の声に対する市の考え方で、期待していますでは私は困るなと思うのです。そういうことで市として政策目標を達成するための呼び水になるような政策展開を私は打ってほしいと思っております。ただ、それは私の思いであって、私はこうした事業がいいのではないかという思いで言っていますけれども、それは実際に担当課等でまちに実際に出て、まちの声を聞きながら、そうした呼び水になるような政策、需要があるのかということを探っていくべきではないかと思うのですが、改めてその辺の考え、最後にお伺いしたいなと思います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 店舗の改修の、先ほどの事業ですね、小規模対象の国の事業につきましては、非常に使いづらいというのは分かっておりますが、コロナの時期に申請期限が令和5年1月31日まででしたけれども、感染予防の関係でそういった改修とかも5分の4の補助率で上限30万円という事業がありましたので、そこで活用されたのではないかという思いも実はあったわけでございます。今後企業訪問、また商店街連合会といろいろ調査をしながら研究を進めていきたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 ぜび駅前の施設を契機にまちを変えていくチャンスが来たと思っている方もいらっしゃると思いますので、そのことを促すような施策をぜび打っていただきたいということで、大きな1を終わりたいと思います。

続きまして、大きな2点目の流雪溝の関係だったのですけれども、これは令和9年3月で北海道電力が温排水、恐らく流れないということで計画されているのかと思うのですけれども、さかのぼって考えていきますと、これまでも議会議論において流雪溝の維持が最大の目的という答弁もこれまでであったと認識しております。流雪溝については、答弁にあったとおり40年近く運用してきたということで、様々な課題があるのは承知しております。先ほども令和3年、4年、5年と補修も行っているということで老朽化が進んでいるということと、沿道の実際に雪を流す、捨てる方の高齢化が著しく進んでいるということで、中にはもう雪を投げれないのだという人も出ているような状況でありますけれども、そうしたデメリットを上回るメリットがあるから、この40年間何とか運用してきたのかという思いであります。先ほども様々な道、国、市ですか、関係者が関わるということで、様々な人が関わるインフラとなっておりまして、河川管理、道路管理、北電、市、何より住民が参加することによって、このインフラというのは完結しているということで、通常の道路や橋のインフラとは非常に異なるインフラ設備だとなっております。

私、実はまさに沿道に住んで利用している者の一人で、市民の中には誤解を持っている方もいるなと思うときもあります。時々雪を投げていると通りがかりの人に、あつていいよねと、ただで使つていいよねと言われたことも1度や2度ではないのです。いいですよねと言われるのですけれども、実は沿道の住民にとってはメリットだけではないというのは、実態を知っている方はよくご理解いただけていると思います。朝早く、決まった時間に起きて、私の地域では朝7時から流れますから、当然6時前、7時前から準備して雪を投げていくということと、運悪くと言ったら変ですけれども、早朝に雪が降れば道路側の、歩道側の雪も沿道の人々がそれを除雪しているということもありまして、実は必ずしもメリットだけではないということでもありますけれども、総合的に見ますと利用している沿道の人たちも、あるいは歩道を使う歩行者、通学する子供たち、通勤する人たち、車道を使っている人たち、あるいは道路を管理している国にもメリットがあるということで、少々のデメリットはありますが、40年間何とか運用してきたということには、そこに大きな理由があるなとも思っております。

また、先ほど高齢化の話もしましたがけれども、それでも例えば私の町内では信号機のある交差点のところ、地先の人がボランティアで何十年も自分の除雪機で雪をはねていただいているという状況もあつて、そうした方の善意にも支えられているのだと思うことがよくあります。

そこで、具体的に伺っていきたいのですけれども、まず実証実験の話なのですけれども、そのメンバーは大体分かったのですけれども、こういった役割分担なのか。この結果を総

括するのはまず誰なのかという部分と、私少し足りないなと思ったのは、流雪溝を運営している管理運営協議会がメンバーに入っていなかったものですから、運営協議会はどのような役割なのか、まずその点を確認していきたいと思います。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 流雪溝の今回のご質問につきましては、実証実験ということでお尋ねいただいているのですけれども、現在様々な現況調査を行っております。まず、役割分担という部分でのお話なのですけれども、この流雪溝自体の管理運営というものを砂川市で受託しておりますので、砂川市で主体的に進めていくという部分は大きくなっているのですけれども、当然ながら施設の保有者であります開発局、そして当事者であります北海道電力、この3者においてそれぞれに調査を行っております。具体的には、砂川市では各ポイントにおける実際の温度の調査ですとか、あるいは降雪状況あるいは投雪状況、こういったものを様々にデータ化していきまして、実運用面での状況、こういった調査を主に行っております。そして、開発局では、もともとの設計者ということもありますので、設計時点でのデータ、構造計算的なものすとか、あるいは流量、流速等の様々なデータがありますので、こういった部分での調査を行っております。そして、北海道電力におきましては、取水施設ですとか冷却施設を当然保有しておりますので、こちらの調査ですとか、あるいは実際に出している温排水に関するデータの調査、こういったことを行ってございまして、3者で定期的に情報供給をして調査を進めているというところがございます。

そして、流雪溝の管理運営協議会につきましては、沿道の利用者の方々を中心に構成していただいているのですけれども、こちらの協議会につきましては主に実際に使う上での協議、急に使えなくなる場合ですとか、あるいは投雪中止になった場合の連絡ですとか、様々な実務面での協議を特にご協力いただきながら運営しているところでございますので、今現在国、そして砂川市、北海道電力で進めておりますのは、施設そのものに対する調査ということになりますので、現在はその3者において情報交換をしながら調査をしているのですけれども、今後その結果に応じて運用面に変化が出てくる場合には、当然これは管理運営協議会の皆様とも随時お話し合いをしながら進めていかなければならないと、このように考えております。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 実証実験の詳細について、またお伺いしたいと思うのですけれども、過去の流雪溝ができた当時の資料等を見ていきますと、非常に綿密な計算によって造られているなというのは見て取れます。まさに先ほど答弁にありましたけれども、入り口の温度、出口の温度、気象条件、環境等含めた本当に綿密な調査によって造られた上に、さらにその後40年間運用ということで、その間様々な運用面でも改善、あるいは設備でも改善、改良があったと伺っております。そうしますと、この40年間、極めて長い間運用実績を積み重ねてきたものなのですから、恐らく今年度、来年度と試験はすると思うのです

けれども、短時間でかつての造られたときのような綿密な実証実験が私はできるのかなどうか。素人ですから、そこが不安になってくるのです。そもそもこの流雪溝、温排水を使うということで、下に通っている管の断熱とかもしっかり考えて造られているわけです。温度が下がらないように、下流から上流まで下がらないようにということで、その間投入した雪がどれだけ解けていくのだというところも含めて非常に綿密な計算で造られている施設な上に、この40年間老朽化が進んだということで、当初の設備の能力が現状維持できているのかという部分も私はどうなのかと思っているのです。この辺、単に何回か投入して温度を測って、では大丈夫ですということには、そこまで単純なものでは私はないような気がするのです。この辺、恐らく今の役割分担で見なければ、全体調整が市なのかと聞こえてきましたし、その集めたデータを解析するのが開発、もちろん設置者ですから、バックグラウンドのデータたくさん持っているとは思いますが、恐らく集めたデータを国が分析するという分担だとは思いますが、この辺この短期間といいますか、数年、1年か2年ですか、2回ぐらいですか、2シーズンですか、やるということなのですから、全体調整を行っている市として運用面のノウハウもあるとは思いますが、しっかりデータを取れるという確証といいますか、認識でいるのかということについて改めてお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 齊藤隆史君 流雪溝、もう40年たつのですけれども、一番最初の設計時点では設置者であります国、開発局でも、今ほどお話ありましたとおり様々な角度での分析、温排水の温度はもとより、流量、水量、流速、そして自然に流す場合の勾配ですとか、そういったもろもろの条件ですね。そして、さらにどの程度の雪が投入されるのかというものを掛け合わせて、これぐらいであれば何とか流れるだろうという細かい計算を行って設置されたという経過がございます。ただし、当時のいろいろな報告書も見ますと、あくまでも卓上の理論といいますか、実際流れるかどうかというのは実際にやってみないと分からないという節もございましたので、確かに投雪の仕方ですとか、その日の雪の状況によって、同じ施設でも当然状況というのは変わってくるという側面は多々あるかと思えます。

今いろいろなデータを収集している最中なのですからけれども、今ある施設に対しまして、改めて卓上の計算といいますか、流量ですとか、そういったものを計算するというよりは、実務的な面で、実用面での調査が主体的にならざるを得ないのかということで、今念頭に置いて行っておりますことは、実際に想定される、できればあらゆる状況、それは外気温もあれば雪の質もあれば、あるいはどれぐらいの間口で行っているのかですとか、あるいは投雪時間を今設定しておりますけれども、これを長くすることも短くすることもできる。あと、設備的なことで申し上げますと、何か所かに分けて水を流すものですから、開閉のゲートがあります。このゲートがしっかり開かないと、本来の流量が確保できないという

部分で、その辺の調査も今行っているのですけれども、そういった部分で本来の能力が発揮されているのかという部分も併せて調査しているのですけれども、総体的には様々なデータを複合的に勘案していきまして、実際に今後の状況を想定していく中で、現実的に使っていくにはどのように考えていけばいいのか、どのような点を改善すればいいのかということを通り出すためのデータ収集を、まずは今シーズン行っております。そして、今後の状況にもよりますけれども、新年度、令和6年度の冬のシーズンにも実施しなくてはならないという状況になってきていますけれども、そういったことを含めまして、気象等も含めた、投雪状況も含めた、極力あらゆる条件を想定した投雪状況、このデータを可能な限り蓄積していったら、実際に運用できるかどうかという部分の見極めを行っていきたくて、このように考えております。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 理論から組み立てるのではなくて、運用から、実績から使えるかどうかを見ていくという実験なのかと受け止めました。

そうしますと、実はもうスケジュール的に私厳しいのかと思っております。9年3月、廃止が決まっているわけでありまして、来年度も実証実験をしていくということでもあります。一応その跡地活用については、今回の議論のものではないですけれども、一応市政執行方針でも見込みといいますか、来年度中に跡地利用については見込むという話だったと思うのですけれども、そうしますと基本的にはこれまでどおりの温排水は使えないだろうという認識ではいるのですけれども、当然その出てくるものがどうなのか。冷水なのか温排水なのか分からない部分はありますけれども、基本的には冷水を前提とした実用面の運用しているのかと私は想像するのですけれども、ただ未確定な条件って多々ありますよね。ただ、まだ実証ですし、実際うまくいくかどうか現段階では分からないですし、仮に行ったらとしても不具合が出てくるかもしれない。場合によっては、設備等の改修、運用面はまた後の話かもしれませんが、ハードの面で言えば、もしかしたら修正が入る可能性がある、実証実験の結果によっては入るかもしれない。冷水を前提とした施設として実際に使えるレベルの運用を目指すとしても、そこはもしかしたらネックになる部分は出てくるかもしれないということが出てくると思うのです。そうしますと、ハードウェアの変更となりますと、やはり年単位の時間がかかるということになるのです。この辺、スケジュール面のめんど、仮に冷水を流して、これまでどおりの運用がいかないという場合になったら、市としても私は設置者に対して冷水を流す前提の設備として改修等要望する時期がもしかしたら来るのかもしれないと思っているのですが、この辺のスケジュールの方向性といいますか、めんどというのはどのように今現段階で市として考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 スケジュール感というところでございます。また、設備的なこ

とになりますけれども、1回目のご答弁で若干触れましたけれども、施設自体がもう既に老朽化しているということで、近年ピンポイントで修繕を行っております。運用に支障が出る部分のメインの施設に対しての修繕を都度行っているというところがございますので、今後の短いスパンの中におきましては、当面そういった要所要所の修理というのを重ねながら維持していくしか方法はないのかと。ただ、おっしゃるとおり未来永劫使えるわけではございませんので、どこかのタイミングでは、いわゆる大規模改修的なものを考えていかなければならないと。それは、次のスパンという中で考えていくべきものと考えております。

そして、スケジュール感的なことなのではございますけれども、いろいろ時間的な制約がある中で、可能な限り実務的なデータを収集して行って、冷水と温排水という部分でいきますと、冒頭も申し上げましたけれども、熱源の有無にかかわらず、使えるかどうかという部分を主眼にして調査を行っておりますので、そこは今後もメインになっていくのですけれども、今回のご質問の流雪溝に冷水を流す実証実験のということでお尋ねいただいておりますので、この部分につきましては引き続き最大限いろいろな条件で調査を進めていく。そして、その上で比較的短いスパンの中では維持、修繕を重ねていくと。と同時に、長いスパンの中での大規模改修というものもきちんと考えていくということが流れになっていくと思いますけれども、今後の時間的な制約というのもあるのですけれども、当然その中では最大限実務面での調査を行っていき、しかるべき状態に持っていかねばならないと、現時点ではそのように考えております。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 実際跡地利用については未確定な部分もありますし、何が出てくるのか分からないということで、不確定な要素は多々あるのですけれども、恐らくは冷水を使わざるを得ないのかと私も認識しております。ただ、どのような形になるにせよ、9年度以降、3月末、そのシーズンは11月から始まるわけですから、これまで長いようで短いこの期間スムーズに移行できるように、先ほど冒頭で述べましたけれども、当事者が多い施設、インフラ、国、道、市、民間、協議会という非常に多数が関わるインフラですので、この辺の調整も私は非常に難しいかとは思っておりますけれども、やはり流雪溝、本市にとっては不可欠な生活のインフラでありますから、ぜひ市民に不利益が出ないような形で方策を進めていただきたいということを要望して、私の一般質問を終わります。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員の一般質問は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

午前中に引き続いて一般質問を続けます。

山下克己議員。

○山下克己議員（登壇） それでは、私からは大きく1点についてお伺いいたします。

1、墓じまいについて。近年、高齢や遠方に住んでいるなどの理由から、お墓の世話ができない、さらには家族観の変化や、婚姻、出生率の低下などもあり、お墓を守ることができない、継承できる人がいないケースが全国的に増えております。市民の方からも、お墓を継承する人がなく、自分が元気なうちに今あるお墓を解体、撤去し、別の方法で供養する、いわゆる墓じまいを検討しているものの、どうしたらよいのか分からない、面倒な手続ができないなどの理由でそのままになっているというお話を聞くことがあります。そこで、墓じまいに関して、以下の点について伺います。

- (1) 砂川市北吉野墓地における墓地返還の状況について。
- (2) 墓じまいに関する行政手続にはどのようなことが必要なのか。
- (3) 遺骨を合同墓へ移転、改葬するための手続はどのようなことが必要なのか。
- (4) 砂川市北吉野墓地における継承が途絶えた無縁墓の状況について。
- (5) 無縁墓に対する市の対応について。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君（登壇） 大きな1、墓じまいについてご答弁申し上げます。

初めに、(1) 砂川市北吉野墓地における墓地返還の状況についてであります。一般墓地の造成区画数は4,987区画で、現時点で約450区画が返還されており、返還の届出数は近年増加傾向となっているところであります。

次に、(2) 墓じまいに関する行政手続にはどのようなことが必要なのかについてであります。遺骨の改葬に係る手続並びに墓地区画の返還手続が必要となり、遺骨の改葬に係る手続については新たに遺骨を埋葬する施設の管理者へ提出する改葬許可証の交付について申請していただくものであり、墓地区画の返還手続については建立されている墳墓などの工作物を撤去の上、届出をしていただくことになるものであります。

次に、(3) 遺骨を合同墓へ移転、改葬するための手続についてはどのようなことが必要なのかについてであります。市が管理する墓地区画に埋葬されていた遺骨を合同墓へ改葬する場合、(2)の答弁と重複いたしますが、埋葬されていた遺骨についての改葬許可申請手続、合同墓の使用許可申請手続、使用しなくなる墓地区画についての返還手続が必要となるものであります。

次に、(4) 砂川市北吉野墓地における承継が途絶えた無縁墓の状況についてであります。墓地区画の使用者について使用許可日や手続の履歴から承継等の手続が行われていないと推測される墓地区画は複数あるものの、これらが必ずしも管理不全な状態となっているものではないことから、承継の手続が必要であることを知らなかったり失念しているケースも多いものと考えているところであります。一方、使用者について承継等の手続が行われず、長期間にわたり管理されていないと見受けられる無縁墓となっている墓地区画

もあることは把握しているところであります。

次に、（５）無縁墓に対する市の対応についてであります。砂川市墓地条例では使用者が死亡し、かつ祭祀を主宰する者がいないときや使用者が所在不明になってから１０年を経過したときなどには、墓地区画の使用許可を取り消すことができるとの定めはあるものの、長期間にわたり管理されていないと見受けられる場合であっても、これらの要件に該当するかを判断することが困難であることから対応することが難しいところであります。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 それでは、（１）から順次お聞きしていきたいと思えます。

まず、（１）について、先ほど墓地の返還が最近増えているということでしたが、ここ数年の推移等について、具体的な件数など分かればお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 ここ数年の墓地の返還の届出数ということでございますけれども、直近、平成２５年度から令和４年度まで１０年間で申し上げますと、合計で１７６件、平成２５年から平成２９年の５年間の平均は１３．６件、中央値が１４件となっております。平成３０年から令和４年の５年間の平均は２１．６件、中央値が２２件です。ちなみに、令和６年２月末の時点では１５件となっております。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 砂川市においても墓地の返還が年々増えているという状況、分かりました。

実際に私や家族もそうなのでございますけれども、非常に多くの方から将来お墓をどうしようかということをお話しているというお話を聞いております。当然最近では子供も少なくなり、地方に住む人は減って、家族や家に対する考えとかも変化してきているので、そういう状況からも墓地の返還、墓じまい、こういうことを考える人は増えており、これからはますます増えていくものだと思います。

そこで、先ほど（２）で返還、改葬等の申請届出が必要ということでしたけれども、その際墓地使用者が変更になっているときの手続だとか、戸籍等必要な書類、そういうものがあればお尋ねしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 手続に必要な書類ということでございますけれども、一般墓地を使用する権利、いわゆる使用権というものでございますが、この承継の手続には戸籍の関連書類が必要でございます。墓地使用者が変更になっている場合、最初に届け出た方から今また別の方になっているという手続も承継の手続ということで使用権の承継手続は必要なのでございますけれども、忘れていたとか知らないとかという場合もありますけれども、そういう場合でも砂川市墓地条例で規定されております使用権については、使用者の死亡、その他の事由により、当該使用者に代わって祭祀を主宰する者に限り承継することができる

となっておりますので、承継手続きをしていただくということになります。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 今ほど戸籍等という話もあったと思うのですけれども、お墓については相続財産ではないというものと認識しておりますけれども、今回の場合は継承する方との間柄が分かればよいという形の戸籍の提出ということでよろしいか確認したいと思えます。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 墓地の承継の手続の使用者と引き継ぐ方との間柄ということでございますけれども、必ずしも法定相続人である必要はないので、一般的に申しますと親族の方とか縁故者の方という関係になると考えております。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 恐らくその間柄が分かればよいということでもよろしいかとは思いますが、市に登録されているというか、使用者がはっきりしていれば特に問題はないとは思いますが、例えば何十年もたって、誰が使用者になっているか分からないという場合もあるのかと思えます。実は、ほかの町で聞いた話なのですが、窓口へ行ったときに、誰が使用者、名義人になっているか分からないと手続を受け付けてもらえないという話を聞いたことがあるのですけれども、砂川市の場合、そういう使用者として登録されている方が分からない場合、窓口で例えば教えてもらえるのかとか、例えば戸籍とかを持っていけば、この方のこういう関係ですとかということがある程度証明できれば、手続は行った方が可能なかという辺りお伺いします。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 使用者の変更をされる際のもともとの使用者が、例えば何年も前の方で分からない、この人誰だろうということがあった場合、来られた方に対してはできる限りお話を聞いて、戸籍等も確認しながら、できるだけ関係性が分かるような対策を取っていきたいと思っておりますし、事情聞き取りをした中で、状況によっては墓碑を建てているところでお名前を確認したり、そういうことも必要かと思っております。いずれにしても、門前払いをする気はありませんので、来ていただいて、お話をできる限り聞くということになると思えます。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 砂川市のホームページを見ると、代理人申請も可能という記載がありますが、その代理人は誰でもよいのか、また委任状等、そういうものは必要ないのかお伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 手続に代理の方が来られた場合ということですが、代理の方、基本的に想定しているのは、やはり親類関係、縁故者の方を想定しております。ま

た、工作物、墓碑とか墓石とかに関する事でいえば、石材店等、そういうお店の方も代理人として来られる場合があると思います。いずれにしても、使用する方の名前があって、それを代理として持ってくるという形になると思いますので、そこで一般墓地使用許可証を添えて申請いただくことになりますので、代理人の方が使用者の方からそれを預かって手続を行うということになるので、その時点で使用者の意向を酌んだものと判断しており、委任状の提出までは求めていないところです。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 市で行う手続については、いろいろご説明いただきましたけれども、これに石材店等へ依頼してお墓の撤去、遺骨の移転等が必要になるということだと思います。このような手続全般について、市として問合せ等があった場合、どのような対応だったり相談体制を取っているのかということをお伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 手続に関しては、ホームページにもお墓を建てるときという名目で掲載しているのですが、まず問合せがあった際には、担当が市民生活課になりますので、そこでいろいろとお話を聞いて、手続に関しての関係書類等、必要な書類を丁寧にご説明しているところです。

承継についてどうしたらいいかわからないとか、一般墓地から例えば合同墓へ改葬するとか、自分が住んでいるところの霊園とかに新たにお墓を建てるとか、そういう改葬も含めて、相談については、先ほども申しましたけれども、市民生活課の環境衛生係で担当していますので、そこで対応させていただいております。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 墓じまいについては、宗教や家族のことなんかも関わってくるので、市としてもなかなか対応が難しい面があるのかとは思いますが、手続について悩んでいる方等に対してしっかりと対応していただくことは、行政サービスとして大変重要ではないかと思っておりますので、今後も相談体制の充実についてぜひご検討いただきたいと思います。

(3)に移りますけれども、合同墓へ返還したお墓から移転する手続について、先ほどお答えいただいたのですけれども、今まで説明いただいた手続に合同墓の使用許可申請が1つ加わるという形ではよろしいかと思うのですけれども、合同墓について今現在空きというか、受入れ体制というか、そういうものは十分あるのかという点についてお伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 合同墓へ改葬される場合の手続、まずお答えいたしますけれども、最初に埋葬された遺骨の改葬許可申請が必要です。その次に合同墓の使用許可申請、そして使用しなくなる墓地区画についての返還手続が必要です。平成30年10月に供用

開始した合同墓でございますが、30年で1,500体の予定ということで供用開始しておりますが、現時点で448体が埋葬されております。今の時点では受入れは可能ということでございます。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 砂川市の場合、同じ墓地内に合同墓があるということで、合同墓に移すことが可能なので、お骨をどこに移したらいいか迷っている、困っているという方にとっては、非常に問題解決につながる可能性が高いと思います。そういう相談があった場合も含めて有効に活用できればいいのかと思っております。

それでは、(4)で承継等の手続が必要であることを知らなかったり、失念していることも多いということでしたけれども、承継手続が必要なことについて、該当者へ市から連絡だとか周知等を行うことはあるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 長年使用者が代わっていない墓地区画も複数ございますので、そこに対して変更の手続、管理はされているのですが、変更手続まではしていないという方もいらっしゃると思います。ですが、市として現状そういう方に対して直接的にアプローチを取っている段階ではないという現状でございます。今後、ホームページに先ほど手続等の申請書等が載っているというお話もしましたけれども、例えば市の広報紙等で墓地の変更には手続が必要だということなどを掲載することも考えていきたいと思っております。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 何かの連絡等、周知で家族で話し合う機会が生まれるということも非常に大切だと思いますので、今後もできるだけそういう周知などを工夫していただければと思います。

ところで、無縁墓の把握は非常に難しいと思うのです。年に1回だけお参りに来てという状況が、それが証拠として残っているわけではないので、今はお供え物とかも持って帰ったりしますので、なかなか分からないでしょうし、そういうところで市が無縁墓だと思われるような場所についてどのような管理等を行っているのかということをお伺いたします。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 無縁墓の管理ということでございますけれども、長期間管理不全になっているようなお墓に見えても、実際は例えばお盆の時期になってお参りに来ているところもございますので、なかなか本当に無縁墓になっているかどうかを把握するのは難しいところでございます。明らかにこれはそうだろうというところも複数あるのですが、例えば市でそういうところをどう管理しているかということで申しますと、その自分の区画に例えば昔植樹をして、それが管理していないために大きくなり過ぎて、枝が周囲の区

画にかかったりというところの枝払い程度は市で行っているところでございます。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 今後無縁墓がどんどん増えていくと、市の管理負担も恐らくどんどん増えていくということになると思うので、承継者が分かるうちに、先ほどから出ているように何代も代が代わって、誰のものだったか分からないような、そういう状況になる前にできるだけそういう手続をしてもらうことが必要なかと思いますが、ホームページを見ると、先ほど部長もおっしゃっていましたが、「墓を建てる時」というタイトルでお知らせになっているのですけれども、これからについては、お墓を建てる時ももちろん大事なのですが、今回のような墓じまいということも想定して、タイトルは変えられないのかもしれないですけれども、中身的にももっと分かりやすく墓じまいというか、お墓を買換えするとか、そういうときにはどうしたらいいよという手順を示したり、分かりやすくお知らせしていただければと思うのですけれども、先ほども少しあったのですけれども、ホームページ等、そういう変更をかけていくようなことを検討いただけるのかお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 現状では、お墓を建てる時ということでホームページに掲載しておりますが、まずお墓を建てる時に墓地区画使用許可手続をされる場合に、名義が変わったり、いろいろと変更があった際には手続が必要だということは必ず伝えていきますし、使用許可証を発行するのですけれども、その注意書きにも書いております。今市の窓口、おくやみ窓口というのがありますけれども、亡くなられた方が墓地区画の使用者になっていないかを確認して、もしそうであれば担当の環境衛生係で手続をしてもらうように話をしている状況です。ホームページには、「お墓を建てる時」ということでタイトルをつけておりますが、今議員がおっしゃった、いわゆる墓じまいということで、そういう手続の流れについて分かりやすくお墓を改葬したり合同墓に移したりということ、一目で見て分かるような感じのことも考えていきたいと思っておりますし、先ほど申しましたけれども、広報紙でも掲載していこうと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 市内に住んでいる方であれば、当然広報紙等も見るとは思うのですけれども、墓じまい、今回のようなケースの場合、市内を離れて、砂川にはもう誰もいなくなってしまって、道外の方がどうしようかと。砂川にお墓があるけれども、今後どうしようかと思っている方も大勢いると思いますので、ぜひホームページを充実させるという点でご検討いただければと思います。

それで、墓じまいについて考える際に、行政手続と、もう一つというか、これが一番大きいのかと思うのですけれども、どのくらいの費用がかかるのかということ、そこが大きな課題になるのかと思います。

私の知っている、ある関係者にお話をお伺いしたところ、いろいろな条件でその業者さんにお支払いする金額というのは変わってくるということなのですから、もちろん一概には言えないのだけれども、最近ではお墓の撤去だとか遺骨の移転等の費用について、30万円台ぐらいから4、50万円ぐらいのケースが割と多いですよというお話をお伺いしました。これは、いろいろなケース、土台とかお墓の大きさとか面積とか、いろいろなことで変わってくると思うのですけれども、この金額というのは安いものではないと思います。それが自分の親とか家族、親しかった家族とかであれば、ある程度の経済的負担も覚悟というか、考えられるところなのかと思うのですけれども、例えば代が代わってお墓に入っている方がどういう方か、お付き合いがなかったような世代の方も有り得るかと思うのです。そういうケースもあるものですから、こういう費用について市として助成制度等を考えないのかという辺りをお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 山下議員、その部分に関しては通告にないので、提案で終わっていただけるとありがたいのですが。

山下克己議員。

○山下克己議員 それでは、そういう制度もご検討いただければと思います。

墓じまいについては、今後恐らくますます増えていくと思います。市としては、お墓を建てるために墓地を造成してきたということですので、お墓をなくすということに対してどう対応するかという辺りはいろいろ考えを整理するという必要があるのかと思うのですけれども、無縁墓がどんどん増えることに対して、恐らくプラスになることはないのだと思いますし、市の管理等の費用も恐らく必要になってくるのだと思うのです。

それで、現在終活の一つとして墓じまいを考える方も増えていきますし、市としても先ほど来言っているように、広報活動等を充実させることで墓じまいを進めることも重要だと思いますので、今後ますますご検討いただきたいと思いますし、そのための解決策として、先ほど提案ということでお話をさせていただきましたけれども、助成制度等も検討いただければと思います。

行政として、市民や砂川に関係ある方たちが困っていることだとか悩んでいること、そういうことに対して真摯に対応いただくことが市民の利益にもつながると思いますので、今回の墓じまいのことについても、今までと時代が大分変わってきているなというところで、行政サービスの在り方も変わっていく必要もあるのかもしれないですし、そういうことを思いながらいろいろご検討いただければと思います。

以上で終わります。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 （登壇） それでは、通告に基づきまして一般質問させていただきます。私からは、大きく2点。

1点目、食品ロス問題について。食品ロスとは、食べられる状態の食品が廃棄されるこ

とを指します。消費者庁の公表によれば、令和3年度の食品ロス量は約523万トンあり、このうち家庭系食品ロス量は244万トン、事業系食品ロス量は279万トンとなっており、どちらも大きな問題と捉えています。また、隠れ食品ロスとして、規格外野菜と呼ばれる見た目や大きさが一定の基準に適合しない野菜が市場に出回らずに廃棄されている現状などがあるとされています。食品ロスの発生により、食品の生産、加工、流通、消費に伴う二酸化炭素排出量の多さは地球温暖化の原因になるとされ、これらの食品ロスは食料資源の無駄になるだけでなく、環境にも悪影響を及ぼすと考えられます。また、食品ロスの処理にも多額の費用がかかっており、経済的損失が発生しているものと考えます。このような食品ロスの削減に向けて、国は食品ロスの削減の推進に関する法律を令和元年10月に施行し、令和2年3月に基本的な方針が閣議決定されました。この基本的な方針においては、食品関連事業者の皆様役割と行動が分かりやすく示されており、食品ロスの発生抑制や有効活用に努めることが求められています。そこで、以下について伺います。

(1) 市内の食品ロスの現状はどうか。

(2) 家庭系及び事業系食品ロスの削減に向けて、また隠れ食品ロスと言われる規格外野菜の活用など、市民や食品関連事業者、市内農家などへの啓発や支援等は行っているのか。

(3) 今後、市内の食品ロス削減に向け、市として取り組む施策等はあるのか。

続きまして、2点目、防犯カメラ設置補助金について。防犯カメラは、犯罪の抑止や解決に向け有効な手段として、公園や駐輪場、図書館などの公共施設や児童生徒の通学路に設置するなどが全国で進められています。しかし、防犯カメラの設置には、機器の購入や工事、維持管理などの費用がかかります。そのため、町内会や自治会などの地域団体が主体となって設置する場合には負担が大きいという課題があります。他の自治体では、防犯カメラ設置に要する費用の一部を補助する制度を設けています。例えば防犯カメラ1台当たりの補助上限額を18万円とし、対象となる費用の一部を補助する制度を実施しているところもあります。これらの制度は、地域の防犯対策を促進し、安全で安心なまちづくりに貢献しているものと考えます。砂川市内には、防犯カメラの設置を考える地域団体や個人は多くいらっしゃると思いますが、費用の負担がネックになっていると考えます。防犯カメラの設置は、市民の生命や財産を守るために重要な施策であり、市として設置費用に対して支援すべきだと考えます。そこで、以下について伺います。

(1) 砂川市防犯カメラの設置及び運用に関する条例における市内の防犯カメラの設置箇所、個数は。

(2) 空き巣や車上荒らしなどの被害件数は。

(3) 補助金制度の導入を検討しているか。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君（登壇） 大きな1、大きな2について、順次ご答弁申し上げます。

初めに、大きな1、食品ロス問題についての（1）市内の食品ロスの現状についてであります。食品ロスとは、食品ロスの削減の推進に関する法律では、まだ食べることのできる食品が生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄される食品とされています。消費者庁の公表では、令和3年度の家庭系、事業系合わせた食品ロス量の推計値は523万トンであり、これは国民1人当たり1日約114グラムとなり、年間で約42キログラムの食品を捨てている計算になります。当市での食品ロスの正確な量を把握することは困難であり、食品ロスだけを抽出した統計はありませんが、参考として申し上げますと、一般廃棄物中間処理施設くるくるに搬入される砂川市の生ごみの年間搬入量は、令和4年度で事業所排出分が約650トン、家庭排出分が約600トンであります。全てが食品ロスによるものではなく、野菜の皮などの食品ロス以外のものも含んだ生ごみ全体の数字であります。市としてもご家庭や飲食店等で一定程度の食品ロスの発生があることは認識しているところであります。

次に、（2）家庭系及び事業系食品ロスの削減に向けて、また隠れ食品ロスと言われる規格外野菜の活用など、市民や食品関連事業者、市内農家などへの啓発や支援等を行っているのかについてであります。市民及び食品関連事業者等への啓発、支援等については、全市民へ向けての積極的な啓発は行っておりませんが、市役所庁舎内に食品ロスに関連したチラシを設置しているほか、砂川市消費者協会を通じて配布されている北海道立消費生活センターが発行する冊子では、食品ロス削減月間や企業や農家から寄附された食品を必要とする団体等に無料で提供するフードバンクの取組について掲載されております。また、児童生徒へ向けた啓発として、不定期ではありますが、学校給食センターが発行する学校給食だよりで食品ロスを防ぐためにできることなどを取り上げております。スーパー、小売業者など、食品関連事業者等についても、市からの直接的支援等は行っておりませんが、消費、賞味期限が迫ったものは割引販売を行うほか、高額商品については予約制を導入するなど独自の取組があると認識しております。また、農産物においても、市内農家への啓発等は行っておりませんが、規格外野菜の活用について規格外であっても食用に支障がないものは市内の商業施設内等に設置された直売コーナーで販売するなどの対策が取られております。これにより、農家が生産する野菜の総量のうち出荷されず直接廃棄になる割合は全体の2から5%であると伺っているところであります。

次に、（3）今後市内の食品ロス削減に向け、市として取り組む施策等があるのかについてであります。現在具体的な施策として実施しているものはありませんが、食品ロスの削減に向けては市、市民、事業所等、それぞれの立場において主体的に取り組み、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図ることができるよう、有効な方策について他市の例を調査するなどし、その先に支援等必要な施策があるのかを含め検討したいと考え

ているところであります。

続きまして、大きな2、防犯カメラ設置補助金についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)砂川市防犯カメラの設置及び運用に関する条例における市内の防犯カメラの設置箇所、個数についてであります。市で運用している防犯カメラは、平成27年6月に発生した飲酒運転による死亡交通事故を契機として、市内中心部の柳通り付近に4台を設置しているところであります。

次に、(2)空き巣や車上荒らしなどの発生件数についてであります。北海道警察本部から公表されている犯罪件数統計では、令和5年の砂川市における犯罪認知件数は、刑法犯総数が46件であり、この内訳として殺人、強盗、放火、強制性交等が対象の凶悪犯が1件、凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝が対象の粗暴犯が10件、窃盗犯が22件、詐欺、横領、偽造、汚職、あっせん利得処罰法、背任が対象の知能犯が6件、賭博、わいせつが対象の風俗犯が1件、その他が6件となっているところであります。また、窃盗犯22件のうち、重要窃盗犯とされる侵入犯、自動車窃盗、ひったくり、すりの件数は5件となっているところであります。なお、刑法犯総数については減少傾向であり、平成26年には149件であったものが令和2年には51件となり、以降は年間50件前後で推移しているところであります。

次に、(3)防犯カメラ設置補助金の導入についてであります。防犯カメラの設置は、その存在を示すことにより、犯罪を抑止する効果や記録された画像が犯人の特定などに活用され、早期の事件解決が期待できることなど、市民生活の安全確保に大きなメリットがあると考えているところであります。その一方、記録された画像データについては、特定の個人が識別できるものであれば個人情報となることから、設置や運用については厳重かつ適正な対応が求められるところであります。また、防犯カメラの設置には、機器の購入や取付け工事費用のほか、維持管理には電気料のほか記録メディアは定期的な交換が必要となる場合があるなど、様々な経費の負担が生じるところであります。これらのことから、地域団体として設置者になると考えられる町内会等の負担は比較的大きなものになることが想定されているところであり、防犯カメラ設置補助金の導入については、本市における犯罪の発生状況や町内会等からの要望などを踏まえた中で、その必要性を含めて情報収集並びに検討を行う必要があるものと考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 ありがとうございます。

では、順番に再質問させていただきます。

市内の食品ロスの現状はどうかというところで、やはり食品ロス単体のピンポイントの総量というのを測るとするのは難しいと思うのですが、令和4年度の一般廃棄物処理施設であるくるくるでの事業所の排出分が650トンと家庭排出分が600トンということなのですが、生ごみの排出量というのは減少傾向にあるのかをお伺いします。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 生ごみのくるくるに搬入される量についてですけれども、人口が減っているということもあって、現状からやや微減というところで推移しているところでございます。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 ありがとうございます。

やはり人口減少に伴って、総量としては減っているのかというのは思うのですけれども、(2)の家庭系及び事業系食品ロスの削減に向けというところで、食品関連事業者であるスーパー、またコンビニ等、手前取りの周知だったり惣菜を割引したり、農家さんに関しては即売コーナーで販売するというのは、各事業者が無駄を出さずに利益を出すために必要な努力、皆さんしていらっしゃるというものの認識はしております。

啓発活動、市で行っている周知等なのですけれども、チラシの設置だったり食品ロス削減月間、こちら10月ですね、またフードバンクについての情報配布等、不定期であるものの行っているということなのですけれども、市政だよりでしたりLINEアプリで皆さんに意識づけるように発信することというのはできないのかという。農家さんが直接廃棄する量、先ほど全体で2%から5%というお話だったのですけれども、少なく感じるのですけれども、総量の2%、5%という結構な量がそれでもあると思うのです。農家さんごとに育てているものが違ったり収穫時期も違う、また旬のもの等もあるので、そういった時期に合わせて、先ほど言ったように情報の発信等を行っていくことで、こういったものの量も減らしていけるのではないかと考えるのですが、そういった告知、周知方法というのは取れるのかお伺いします。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 周知、啓発というご質問でございますが、食品ロスの削減の推進に関する法律にも食品ロスの削減に関して社会全体として対応して、食べ物を無駄にしないという意識の醸成、そしていわゆる持続可能な取組として記載されているところです。市としても、現状よりもっと積極的に啓発、普及させられるように、市民の中にそういう機運が醸成し、持続するために、今後どのような方法があるか、また効果的なのかも併せて、例えば今おっしゃられたLINE等でも周知できるのかも含めて考えていきたいと思っております。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 ありがとうございます。

情報発信を行って、市民の皆様含め、事業者もそうなのですけれども、啓発活動を行って意識を高めるように市で行っていくということは必要なのかと考えます。

(3)についてなのですけれども、現在市で積極的に活動を行っていたり支援しているものというのではないのかと思うのですけれども、今後の取組としてよそで取組しているも

のとしては、市民や事業者と連携して食品ロス削減宣言を行い、食品ロス削減に向けた啓発活動、またワークショップを実施しているところもありましたり、またフードバンク活動、いろいろな形で取り組んでいるところがあるのですけれども、まだ食べられる価値があるというものを棄てるのはもったいないなど。そういったものを使用して、価値がないものに価値をつけて、そういうサービスというのが生まれてくるように意識づけというのは大事なのかと。私も飲食店を営業しております、ほかの飲食店のお話も聞くのですけれども、お客様が飲み残していただくたり食べ残していくというものは寂しいなという、悲しいというお話をすることが多かったでするので、そういったところで、例えばですけれども、持ち帰りのパックに対する支援とか、どういう形がベストなのかは分からないのですけれども、食べ残しではなくても、食品ロスなので、レトルトのカレーだったりとか、食べないで捨てられるものを集めて町内会の皆さんで調理して、子ども食堂ではなく、まちの食堂みたいな形を取りながら消費していく、フードロス削減に向けてという活動が今現在そういったような活動をしているような団体というのはあるのかを、まずお伺いします。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 食品ロスに関連して、そういう無駄をなくすような活動をしている団体があるのかということですが、市内にはフードバンクや、例えば子ども食堂、今おっしゃられたようなまちの食堂みたいなものを運営している団体は認識してございません。当然市がそれに関わっていることもございません。ただ、民間企業の一つが子どもの居場所づくりという観点から施設を提供して、その中で無償で食事を提供しているようなお話は承知しているところがございます。ただ、それに関しての市の支援等はありません。また、要請もありません。今後、例えばフードバンク、子ども食堂等を運営する団体ができて、例えばそこに対しての市の支援等要請があれば、その時点の話になりますけれども、いろいろなお話を聞いて、市としてどのような関わりができるか、その時点で判断したいという考えでおります。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 ありがとうございます。

食品ロスの問題というのは、一人一人の意識でしたり行動で減らすことはできるものではあると思うのですけれども、そういった意識づけだったり、機運が高まって、団体ができたときに後押しできるような体制があるとよいと考えますので、ぜひ前向きに検討をよろしくお願いたします。

大きな1について終わりたいと思います。

大きな2、防犯カメラ設置補助金について、(1)なのですけれども、今現在についている個数等々をお伺いしたのですけれども、現在設置してあるカメラのランニングコストですね、設置するのに、電柱につけるのであれば共架料でしたり、電気代、あとは録画して

いるもののデータの保存に使うメモリーカードとか、どれぐらい1年でコストがかかるのかお伺いします。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 防犯カメラのランニングコストというご質問でございますけれども、市民生活課所管の防犯カメラの例で申し上げますと、令和4年の実績でございますが、高所作業となることから電気工事業者へ依頼しているものでございます。まず、記録メディア、SDカードですね、これが2枚掛ける4台分ということで8万8,000円、交換工事費が4万5,000円、試験調査費が1万4,000円、諸経費が2万1,000円で、令和4年の実績として計16万8,000円がかかっております。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 4台で16万何がし、1台当たり4万円ほど年間でコストがかかるのかと思うのですが、設置している箇所、個数なのですが、増設していく、新しく増やしていくというところについての調査研究みたいなものというのはどのようなペースで行っているのか。3か月に1回なのか、半年、1年とデータを集めて調査しているのかをお伺いします。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 防犯カメラの設置に対しての調査研究というところでございますけれども、先ほど北海道警察本部の公表で、ここ四、五年の刑法犯の統計でも重大な犯罪の発生が凶悪犯が1から2件、犯罪認知件数が50件で前後しておりまして、微減傾向であることから、増設に関しては今のところ考えてはございませんが、調査研究ということで申しますと、ほかの自治体の防犯カメラの設置状況を見ても、例えばガイドラインをつくっていたり、それに対しての取扱要綱みたいものを作成しているところもございますので、今後例えば増設しなければならない状況が発生するとすれば、そういうところに関してもいろいろと研究していかなければならないと考えております。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 増設等に関してというのは、今のところつけていく、増やしていくという必要はないのかという答弁をいただきました。

過去に空き巣や車上荒らし、犯罪件数ですね、総件数、年間見てここ数年ずっと減少傾向にあるというところなので、防犯カメラ等の設置の効果というものも高いのかと考えるところなのですが、(3)の補助金制度導入の検討なのですが、そのように効果の高い防犯カメラというものの補助金があれば設置したいという方の声を僕自身いただいていたたりもするので、そういった要望ですとか問合せというのは現在来ているのかお伺いします。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 防犯カメラの設置が犯罪の抑止力の向上になるというところは

我々も認識しているところでございますが、今4台防犯カメラを設置しておりますが、その設置後個人や町内会等の団体から問合せや要望は現在のところは承知しておりません。年に1回、町内会連合協議会というのを開いておりますけれども、その中でも防犯カメラの設置に関して要望されたことはないと記憶しております。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 町内会連合会等で要望等々はなかったというところなのですが、私がお話を伺っていたのが柳通り商店会さんでそういった設置に対しての補助金みたいなのがないのかというお話をいただいたものがあつたので、他の町内会、自治会ですか、そういったところでも話題に、もともと補助金がないというところだったり、自分でつける意識の下で話題に出ていないだけで、あつたらつけたいのかどうかというアンケートの実施とかをしてみるのも一つ必要なことではないかと考えております。防犯カメラの設置というのは、今後必要になってきたのかと。昔は人の目が多くあつた中で、人口減少が進む中でそういったものも必要になってきたのかと。事件、事故の抑制だけでなく、解決するためのスピードが向上するということは、市民の皆様、住んでいる人の安心につながるのではないかと考えております。一度犯罪等があつて治安が悪くなった、そういった場所の評価というか、価値みたいなものというのは、戻すには相当な時間がかかつたり、費用を投じてもその価値というのは戻せなかつたりするのかな。そうなる前にカメラがあれば防げたということにもなるのかと。また、設置に関しても、プライバシーの問題等あつて、監視されているようで嫌だと感じる方も多いとは思うのですけれども、そういったものに配慮するような形でガイドライン等定めて、設置に対する補助金というものを検討してほしいという提案で終わりたいと思います。

ありがとうございます。終わります。

○議長 多比良和伸君 一般質問は全て終了しました。

◎散会宣告

○議長 多比良和伸君 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 2時00分